

城陽市指定給水装置工事事業者の指定申請について

(新規指定申請時の提出書類)

城陽市 上下水道課給水係
Tel 0774-52-2442

指定給水装置工事事業者の新規指定を申請される場合は、下記に示す書類一式を上下水道部窓口まで提出して下さい。

1. 申請にあたり、必要となる書類

申請書類①～⑤の提出様式は、城陽市ホームページに掲載しています。

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書(表面・裏面) 様式第1(第18条関係)
A4 用紙両面印刷で、表面・裏面ともに提出してください。
- ② 誓約書 様式第2(第18条及び第34条関係)
- ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3(第22条関係)
- ④ 機械器具調書 別表(第18条関係)
指定要件となる機械器具は、次に掲げるものがが必要です(法第二十五条の三第二号)。
記入漏れの無いよう注意いただき、写真(「機械器具種別等の判別」及び「調書との照合確認」を容易に行えるよう、A4 サイズで機械器具種別毎に整理したもの。)も提出してください。
 - (ア) 金切りノコ、その他の管の切断用の機械器具
 - (イ) ヤスリ、パイプねじ切り機、その他の管の加工用の機械器具
 - (ウ) トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - (エ) 水圧テストポンプ
- ⑤ 指定給水装置工事事業者(新規・更新・変更)指定時確認書(表面・裏面)
A4 用紙両面印刷で、表面・裏面ともに提出してください。
- ⑥ 給水装置工事主任技術者免状のコピー又は給水装置工事主任技術者証のコピー
- ⑦ 事業所の位置図(A4 サイズに整理し、事業所の所在地を完全に特定できるもの。)
- ⑧ 事業所の写真(A4 サイズに整理し、事業所の全景・内外部・掲出看板等が判別できるもの。)

2. 事業者の申請内容により、必要となる書類

- ① 給水装置工事主任技術者が受講した研修の内容が確認できる書類(研修受講がある場合)
研修受講証のコピー、受講履歴が記載された給水装置工事主任技術者証等で、発行から5年以内のもの。
- ② 配管技能の確認ができる書類(配水管への取付口から水道メーターまでを施工する場合)
給水装置工事配管技能者証のコピー等、配管技能の資格取得が確認できるもの。

(裏面に続く)

③ その他(発行日から3ヶ月以内のもの)

(1) 法人の場合

(ア) 定款写し(余白に原本証明と代表者署名及び押印願います)

(イ) 登記簿の謄本(コピー不可)

(2) 個人の場合

住民票の写し(コピー不可)

(3) 登記簿の謄本や住民票の写しに記載の無い所在地を事業所とする場合

事業所の建物登記簿謄本(コピー不可)(賃貸借の場合は賃貸借契約書のコピーを添付)

- ・ その他、状況により確認に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

3. 指定給水装置工事事業者証の交付について

- ・ 申請書類の提出後、指定給水装置工事事業者規程で定められた基準を満たすと認めた場合は、指定給水装置工事事業者証の交付日時について郵送で通知します。
- ・ 事業者証の交付時には、給水装置工事にあたっての申請手続・施工方法・使用材料や、指定給水装置工事事業者として必要な申請・届出について等、必要事項を説明する必要があるので、代表者又は給水装置工事主任技術者として選任される方の来庁をお願いしております。
- ・ 事業者証の交付時には、受領確認のための印鑑及び指定更新手数料(15,000円)が必要です。

4. 指定申請にあたっての注意事項

- ・ Fax・インターネットを用いた申請・届出はできません。
- ・ 事務連絡のため、届出者の名刺等も提出願います。
- ・ 指定給水装置工事事業者の指定有効期間は「新規指定を受けた日から5年間」です。
- ・ 指定有効期間内に指定の更新を申請し、指定の更新を受けなかった場合は、有効期間満了日をもって失効となりますのでご注意ください。
- ・ 指定を受けた後、指定事項(給水装置工事主任技術者含む)に変更がある場合は、変更年月日から30 日以内(事業の再開は10 日以内)に変更を届け出る必要があります(城陽市指定給水装置工事事業者規程第6 条)。変更の届出をしていなかった場合は、指定の更新を受けることができません。また、変更の届出をしない場合、指定を取り消す場合があります(水道法第25 条の11)。届出漏れの無いよう、ご注意ください。
- ・ 指定区間(配水管への取付口から水道メーターまで)を含む給水装置工事申込を行う際は、給水装置工事申込の都度、給水管工事承認申請書及び配管技能の確認ができる書類の提出が必要です。